

第6回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年6月18日(火) 午後1時30分

2. 招集場所 石川町役場 3階 正庁議場

3. 議案

(1) 議案第18号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第19号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第20号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、7番緑川喜友委員 8番遠藤武重委員を指名いたします。

- ・事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えをお願いいたします。お手元に差替えた分の資料を配布させていただいておりますが、こちらに関しましては議案第19号農地法第5条第1項番号1でご審議いただく案件に関連しまして石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件についても今総会でご審議いただく必要があることから議案を追加させていただくものでございます。差替えの方よろしく申し上げます。
-

(1) 議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。
議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局長の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)
只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告します。

- ・議 長 それでは、農地法第3条第1項番号1を調査されました角田義光委員に報告を求めます。

- ・角田義光委員 農地法第3条1項1番の件を調査した結果を報告いたします。去る6月6日午前9時より、譲受人の〇〇〇〇さんと最適化推進委員の小林富男さんと私の3人で現場を確認しました。

場所は、県道11号線を石川から白河方面に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇のT字路交差点を左折し200mほど行き、左側に150mほど行った〇〇〇〇〇〇〇〇の農地と、そこから200mほど行った、〇〇〇〇〇〇〇〇の農地で、合計5,470㎡の畑です。

この農地は以前より譲受人の〇〇〇〇さんが耕作しておりましたが、譲渡人の〇〇〇〇さんが高齢の為、息子である〇〇〇〇さんに所有権を移転して今後も耕作していくそうです。親子間の所有権移転ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のあった農地法第3第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第18号 農地法第3条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

(2) 議案第19号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地等の確保による一時転用を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は携帯電話基地局工事に伴う作業用地等の確保による一時転用を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地でございます。

農地法第5条第1項番号3についてですが、事業計画者は現場事務所・倉庫等設置に伴う用地の確保による一時転用を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は都市計画区域の用途区域内にあり第1種住居地域に該当することから第3種農地です。

農地法第5条第1項番号4についてですが事業計画者は一般住宅建設を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。また配布させていただいた申請書、それから添付書類の一部の中で顛

末書が添付されていたと思います。この顛末書中において宛先、地番の枝番、提出日の内容については一部訂正事項がございます。こちらについては事務局から申請者に指示をいたしてございまして、後日提出していただく予定である旨申し添えます。

・議長 それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

6月11日午後2時30分から、申請代理人の〇〇〇〇、佐藤事務局長、三瓶係長、齋藤英幸推進委員と私を含めて5人で現地調査いたしました。

申請地は、中田地内の町道十文字山田線沿いの〇〇〇〇〇〇〇〇から50m手前のテレビ共同アンテナが立っている場所の隣接地で〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積2,777㎡のうち391.22㎡利用状況は普通畑です。設定人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇〇、職業農業です。被設定人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇〇、職業電気通信業です。区分は〇〇〇〇携帯電話無線基地局の建設工事に伴う工事用一時駐車スペース、仮設トイレ及び資材置場としての一時転用許可申請です。

事業の必要性として、石川町大字中田字十文字地区において、既設局との間の通話品質低下を改善するため中継基地局建設が不可欠との理由からです。土地の選定理由としては、基地局建設と同一地番に工事仮設用地を設けることが最適であることから選定となりました。この計画は無線基地局建設の施工にあたり、計画地の隣接地を一時借用し工事車両の一時駐車スペース及び資材置場として利用するもので、建設完了後は「農地復元計画書」に基づき現況復旧いたします。また、申請地2,777㎡のうち基地局建設面積12㎡については2019年5月29日「農用地利用計画変更申出書」が提出されております。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく願いいたします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

・金沢和則委員 中身に関しては特にありませんが、事務局に確認したいのが、権利の種

類が使用貸借となっております。使用貸借ということは無償であることとなるが本当に無償でやっているのか、賃借であれば賃借とすべきところで、金銭のやり取りが本当にないのか確認が必要だと思います。もう一つ、委任状があるが、この委任状だと行政書士法違反になる可能性が非常に高いと思われます。県でこれで良いというなら別にいいが、行政書士としてみると非常に問題があります。2番のように事業者が委任を受けて事業者が申請人になっているなら問題ないが、〇〇〇〇が工事するのにどこにも出てこないし、たとえ無償であっても反復継続の場合は行政書士法違反となりますので確認をお願いします。

・事務局長 一点目の使用貸借権につきましては、事務局の方でも実際に金銭のやり取りがあるのかは確認をしております。金沢委員のおっしゃるとおり無償なら使用貸借、賃借なら金銭のやり取りが発生していると事務局でも認識しておりますが、実際には確認していないということでお答えします。

もう一点、委任状の件ですが、基本的には金沢委員のおっしゃるとおり、代理行為をするのであれば、今回のような委任状の出し方は適当ではないという見解を事務局の方でもしています。今回の申請につきましては、申請人からの代理ではなく業務の代行ということで事務局に提出されたということで理解しております。当然申請書の中身等で手直し等あれば申請者に事務局から連絡し、然るべき処置をしていただくということで徹底していきたいと思います。

・金沢和則委員 代行なら、代行とどこにも書いていないし、委任状には代理人と入っている。〇〇〇〇から〇〇〇〇への委任項目の中に副代理人の選任も入っていないです。そもそもこの委任状は不備があると思われます。今後同じようなことが出てくると思われるが、なぜ〇〇〇〇が申請人になれないのかそこを確認してほしいです。〇〇〇〇が申請人で所有者から委任状をもらえば、何の問題もありませんので少し指導してもらえればと思います。

・事務局長 ただいま、金沢委員からご意見があったものに対しては、今後同じような申請のケース、非常に携帯電話の基地局は多いですので、事務局で受領する際に確認し、然るべき対応をしていきたいと思っています。

・議長 その他何かご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議のないものと認め、議案第19号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査した緑川一男委員に報告を求めます。

- ・ 緑川一男委員 農地法第5条第1項2番の現地調査の結果を報告します。

調査日は令和元年6月11日午後1時30分より、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、譲渡人の〇〇〇〇さん、佐藤事務局長、三瓶係長、最適化推進委員の添田勉さんと私の7名で実施しました。

場所は山白石経由県道石川浅川線〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ2km位東へ行った〇〇〇〇〇〇〇〇前の〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、526㎡のうち175㎡を資材置場及び作業用通路として使用したいとのことでした。〇〇〇〇の基地局は16㎡、工期は8月30日予定です。雨水については自然浸透流出ですが周囲に影響はないものと思われます。固定資産税課税細目も確認しましたので、この案件は問題ない案件と思いますが皆様の審議よろしくお願いいたします。

- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議のないものと認め、議案第19号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3を調査した金沢和則委員に報告を求めます。

- ・ 金沢和則委員 農地法第5条第3項3番許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日、令和元年6月12日午前10時より農業委員の私と推進員の小池さん、事務局の方から佐藤事務局長、三瓶係長、申請代理人の行政書士〇〇〇〇さん、工事共同企業体の方から〇〇〇〇さん外工事関係者3名立会いのもと、〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆、田651㎡について調査いたしました。

現地は、石川町役場から東へ直線距離で1.2kmほどの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のバイパス予定地に隣接しています。バイパス工事に伴うトンネル工事のため施設用地として一時転用を、ということで、施設としては、現地

事務所兼休憩所、仮設トイレ、その他火薬類取扱所等を設置する予定であります。なお、火薬類取扱所については、毎月その日に使用する火薬類を一時的に保管するものであり、長期に渡って保管するものではなく周囲への安全については十分に配慮するとのことでした。

今回の転用申請は、工事期間内の一時転用であり、申請地は用途区域内にあり第3種農地に該当しており、また隣接している地は耕作している農地がなく、問題が生じる恐れはありません。また、接道についても支障ありません。さらに、完了後には農地へ復元することも確約されております。

以上、調査の結果、当案件について問題はないものと考えてるので、ご審議の程お願いいたします。

- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号3について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議のないものと認め、議案第19号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

続いて、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号4を調査した遠藤武重委員に報告を求めます。

- ・ 遠藤武重委員 農地法第5条第1項4番農地転用と権利設定の報告をします。

この案件は、〇〇〇〇さんより平成30年10月30日付けで申し出のありました農地利用計画の変更(除外)を11月9日に現地調査を行い、11月16日の農業委員会総会で承認され、平成31年3月27日付けで同意されました。また、除外申請時と内容について変更ないことを確認しており、第5回総会で決定したとおり現地確認については省略しました。

なお、この案件については、問題ありませんので、皆様の審議をよろしく申し上げます。

- ・ 議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号4について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議のないものと認め、議案第19号 農地法第5条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第20号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

・議長 次に、石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました仲田委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査した結果を報告します。議案第19号農地法第5条第1項番号1の案件で、説明、承認された関連案件であり、同日同席者により現況確認を行っており、携帯電話基地局として問題ないと思われますので、皆様の審議宜しく願いいたします。

・議長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、議案第20号石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後3時15分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とするため署名する。

令和元年6月18日

石川町農業委員会

議事録署名人 7番

8番